

「追補1」関連：S T基準第1部の「5.23 その他の強度」の改定（明確化）

## S T基準第1部「5.23 その他の強度」の改定

### 5.23 その他の強度

#### 5.23.1 各部の材料の強度

(1) 5.3(2)(3)により、使用する状態で、 $85 \pm 5$  cmの高さから、厚さ 3 mmのコンポジットビニル床タイル（半硬質CT）の貼られた厚さ 64 mm以上のコンクリートの上に5回自然落下させたとき、危険な形状・状態となるおそれのないこと。

#### 5.23.2 個別部材の強度

(1) 玩具のバドミントンラケット、ゴルフクラブ等（金属製バットは除く。）にあっては、木製、金属製のものは 50kg、プラスチック製は 20kg の引張試験に適合すること。

(2) ローラースケート（くつが装着される部分の最大の長さが 18cm 未満のものに限る。）にあっては、下記の強度試験に適合するものであること。

- ① ベルトに対する 25kg の引張試験
- ② プレート上面に垂直方向に 100kg の荷重試験

(3) 縫製品にあっては、接合・縫合せの箇所などは、親指と人差し指をもって接合箇所から 1 cm の間隔をおいてつまんで引っ張ったとき、外れて危険な状態となるおそれのないこと。

施行：平成 22 年 1 月 1 日から施行する

### (改定内容の説明)

現行S T基準第1部 5.23 の記載内容の明確化を図ったもの。（内容の変更はない）

なお、本規定「5.23」は、「3歳未満の子供を対象とした玩具についての安全基準(追補1)」の4.4に引用されている。

### [追補1]

#### 「4. 玩具安全基準 第1部との調整

(略)

4.4 玩具安全基準第1部 5.23 において落下試験により判定する事項は、上記 2.3.3 の落下試験（(注)3歳未満対象の玩具）又は上記 3 の落下試験（(注)3歳以上対象の玩具）の結果によって、当該事項への適合性を判定して良い。」

(参考) 現行 S T 基準第 1 部

5.23 その他の強度

そのほか各部の材料は、十分な強度のあるものを用いまた、破損したときに危険な形状、あるいは有害な状態となるおそれのないこと。

(1) 十分な強度とは以下のものをいう。

(a) バドミントンラケット、ゴルフクラブ(金属製バットは除外)等の引張りは、木製、金属製のものは **50kg**、プラスチック製は **20kg** としている。

(b) ローラースケート(くつが装着される部分の最大の長さが **18cm** 未満のものに限る。)にあつては、下記の強度試験に適合するものであること。

① ベルトに対する **25kg** の引張試験

② プレート上面に垂直方向に **100kg** の荷重試験

(2) 破損したときは、次の強度試験の結果をいう。

(a) 使用した状態で **85±5 cm** 5 回、厚さ **3 mm** のコンポジションビニル床タイル(半硬質 C T)の貼られた厚さ **64mm** 以上のコンクリートの上に自然落下させたとき、割れ、折れを生じること。

(b) 縫製品にあつては、接合、ぬい合わせの箇所などは親指と人差し指をもって接合箇所から **1 cm** 間隔おきつまみ引張ったとき、はずれること。

改定基準	旧基準
<p><b>5.23 その他の強度</b></p> <p><b>5.23.1 各部の材料の強度</b></p> <p>(1) <u>5.3(2)(3)により、使用する状態で、85±5 cmの高さから、厚さ 3 mmのコンポジションビニル床タイル(半硬質CT)の貼られた厚さ 64 mm以上のコンクリートの上に 5回自然落下させたとき、危険な形状・状態となるおそれのないこと。</u></p> <p><b>5.23.2 個別部材の強度</b></p> <p>(1) <u>玩具のバドミントンラケット、ゴルフクラブ等(金属製バットは除く。)</u>にあっては、木製、金属製のものは <b>50kg</b>、プラスチック製は <b>20kg</b> の引張試験に適合すること。</p> <p>(2) ローラースケート(くつが装着される部分の最大の長さが 18cm 未満のものに限る。)にあっては、下記の強度試験に適合するものであること。</p> <p>① ベルトに対する <b>25kg</b> の引張試験</p> <p>② プレート上面に垂直方向に <b>100kg</b> の荷重試験</p> <p>(3) 縫製品にあっては、<u>接合・縫合せの箇所</u>などは、親指と人差し指をもって接合箇所から <b>1 cm</b> の間隔をおいてつまんで引っ張ったとき、<u>外れて危険な状態となるおそれのないこと。</u></p>	<p><b>5.23 その他の強度</b></p> <p><u>そのほか各部の材料は、十分な強度のあるものを用いました、破損したときに危険な形状、あるいは有害な状態となるおそれのないこと。</u></p> <p>(1) 十分な強度とは以下のものをいう。</p> <p>(a) バドミントンラケット、ゴルフクラブ(金属製バットは除外)等の引張りは、木製、金属製のものは <b>50kg</b>、プラスチック製は <b>20kg</b> としている。</p> <p>(b) ローラースケート(くつが装着される部分の最大の長さが 18cm 未満のものに限る。)にあっては、下記の強度試験に適合するものであること。</p> <p>① ベルトに対する <b>25kg</b> の引張試験</p> <p>② プレート上面に垂直方向に <b>100kg</b> の荷重試験</p> <p>(2) <u>破損したときは、次の強度試験の結果をいう。</u></p> <p>(a) <u>使用した状態で 85±5 cm 5回、厚さ 3 mmのコンポジションビニル床タイル(半硬質CT)の貼られた厚さ 64 mm以上のコンクリートの上に自然落下させたとき、割れ、折れを生じること。</u></p> <p>(b) 縫製品にあっては、<u>接合、ぬい合わせの箇所</u>などは親指と人差し指をもって接合箇所から <b>1 cm</b> 間隔おきつまみ引っ張ったとき、<u>はずれること。</u></p>